

勤務先所属長の承諾書

(勤務先名)

(勤務(予定)者名)

当 _____ 勤務(予定)の _____ が
和歌山大学大学院システム工学研究科博士後期課程 高度知識技能職育成プログラム
に応募することを承諾します。

また、プログラム対象者に決定した場合は、在職のまま和歌山大学大学院システム工
学研究科博士後期課程に在学することを承諾します。

年 月 日

所 在 地 _____

事業所等の名称 _____

代表者職名・氏名 _____ 印

※代表者は、権限を委譲された方(人事課長等)で差し支えありません。

和歌山大学大学院システム工学研究科長 殿

(高度知識技能職育成プログラムの概略)

大学院システム工学研究科博士後期課程は、広く産業界の人材育成を考慮し、社会において技術開発に従事している者や高度な専門知識と技術を指向する者に門戸を広げ、有意な人材を研究へ導くことを目的として、大学院設置基準第14条の教育方法の特例(夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等)および経済的支援(研究内容優秀による授業料免除)を実施することにより、在職中の社会人学生の職業と修学の両立を支援するプログラムです。

在学中の研究計画については、指導教員の指導のもと作成・実施していきますが、万一勤務に支障がある場合には、半期または1年単位で休学する制度があります。

「勤務先所属長の承諾書」の発行を依頼する際の主な注意事項

- (1) 博士後期課程での修学と勤務に支障が無いよう、博士後期課程指導（予定）教員と在学中の研究計画について十分打合せを行い、承諾書の発行を依頼する際に研究計画書等を添付して説明を行い、修学計画について勤務先の理解を得ること。
- (2) プログラム出願から候補者選考、入学試験受験、合格発表、入学手続、入学式、在学中の諸手続き、単位取得退学、博士論文審査等について、日程と必要な手続き、休暇取得の必要性等について確認し、勤務と修学の両立に支障が無いよう注意すること。
- (3) 博士後期課程における研究内容が勤務先の業務内容(特に特許等)に関係する場合、博士後期課程での研究活動、論文発表、博士論文の題材とすること等について、勤務先の了承を得ておくこと。
- (4) 在学中に勤務と修学の両立が困難になった場合の休学制度利用について、あらかじめ相談しておくこと。